

令和7年度一関市指定給水装置工事事業者講習会

給水装置の漏水修繕制度について

※平成29年4月1日より制度開始

※令和6年4月1日改正で対象拡大

使用者が管理する給水装置の漏水修繕の 一部を市が行う制度を実施しております。

◆給水装置の管理

道路に埋設されている配水管から、皆様のご家庭に取り付けられている蛇口までの間の設備を給水装置といい、給水装置の管理は一関市水道事業給水条例により水道使用者等が行うことと定められています。また、その修繕等にかかる費用は水道使用者等が負担することとなっています。

◆制度の目的

止水栓からメーターまでの間で漏水があった場合、水道料金に反映されないため、修繕まで時間を要することがあります。そこで、貴重な水資源を無駄にしないため、給水装置のうち止水栓からメーターまでの間の漏水について「一関市給水装置の漏水修繕に関する要綱」を定め、所定の手続きを経て、要件を満たす給水装置の漏水修繕を市が行います。

【申請について】

◎市へ申請する「漏水修繕申請書」の作成は、市指定給水装置工事事業者にご依頼ください。

注) お客様が市への申請をせずに、直接水道工事業者に依頼して修理された場合は、市で費用負担できませんので注意してください。

……………主 な 要 件 (※R6.4.1 より対象が拡大されました。) ……………

■対象となる給水装置

○一関市水道事業から給水を受けるすべての給水装置(ただし、右記を除く。)

例) 一般住宅、店舗兼用住宅、借家、
集合住宅、店舗、事務所、工場など

※アスファルト、コンクリート、化粧タイル等の舗装復旧に要する費用も対象になりました。

■対象とならない給水装置

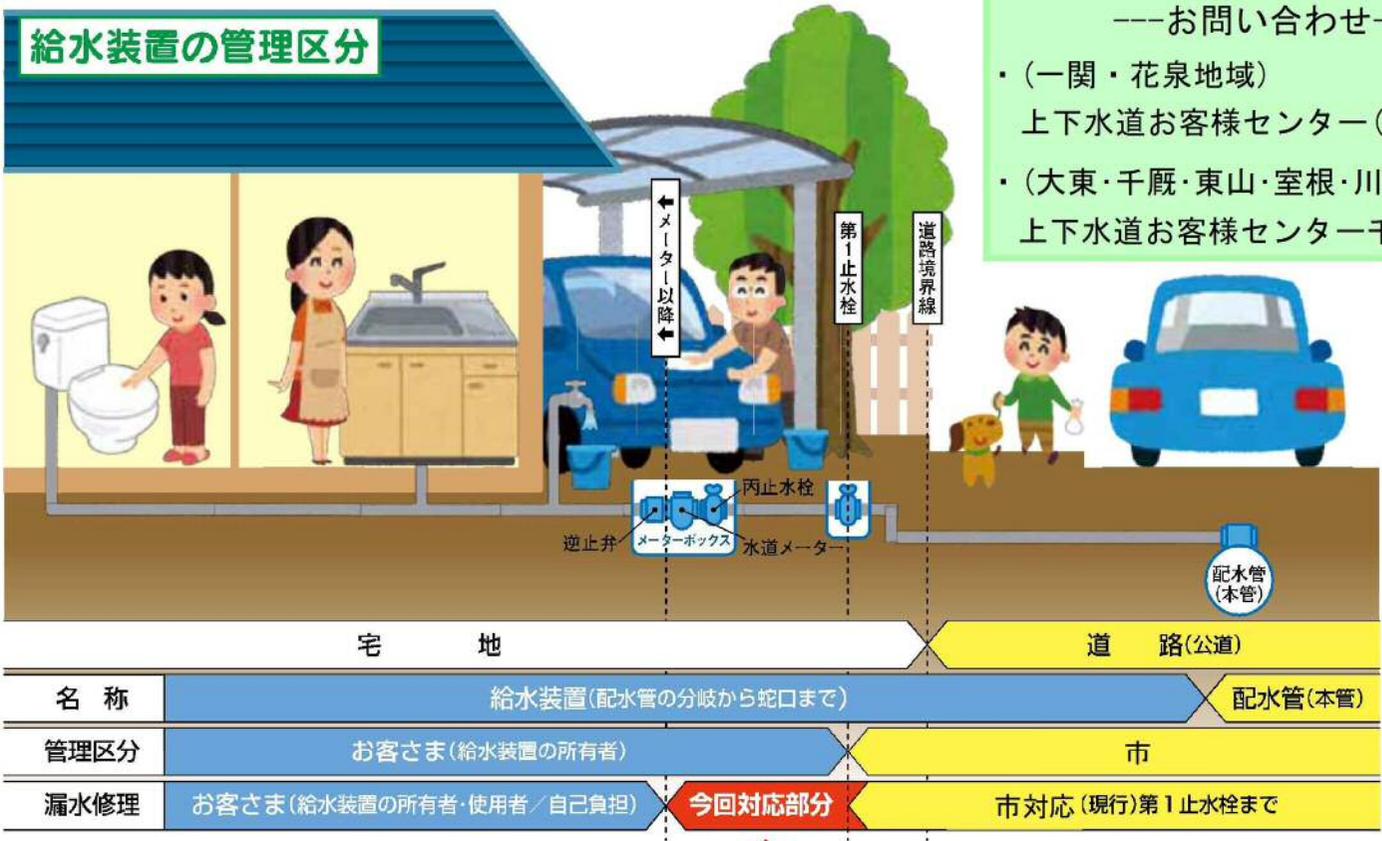
×国及び地方公共団体が所有する給水装置

■対象とならない費用

●漏水修繕の支障となる構造物や植栽等の撤去及び復旧に要する費用

●老朽化が原因で全体の布設替えが必要と判断された場合の費用

※老朽化の判断として同じ年度内に2回以上漏水を繰り返す場合を基準とします。



---お問い合わせ---

- ・(一関・花泉地域)
上下水道お客様センター(21-8562)
- ・(大東・千厩・東山・室根・川崎・藤沢地域)
上下水道お客様センター千厩(53-2130)

注)メーターから蛇口までの間の漏水等にかかる修繕費用は、引き続き水道使用者等の負担です。

申請における留意点

令和5年度まで

(修繕対象)

- 給水装置の所有者が居住する一戸建ての家屋
- 店舗兼用住宅(貸家を除く)は対象とする

(修繕対象外)

- 営業の用のみに供される家屋は対象としない
(店舗、事務所、工場等)
- 貸家は対象としない



令和6年度改正後

(修繕対象)

- 給水装置の所有者が居住する一戸建ての家屋
- 貸家や集合住宅(アパート等)
- 営業用の家屋(店舗、事務所、工場等)

(修繕対象外)

- 国及び地方公共団体が所有する給水装置

申請における留意点

(費用負担)

給水装置のうち第一止水栓からメーター器までの間の漏水について、水道使用者等から申請を受けた市が、市指定給水装置工事業者に工事発注し、費用を負担するもの。

(対象外になる費用)

- ・修繕工事の支障となる構造物や植栽等の撤去及び復旧に要する費用
- ・老朽化が原因で全体の布設替えが必要と判断された場合の費用

※老朽化の判断として同じ年度に2回以上漏水を繰り返す場合を基準とします。

提出書類

1. 漏水修繕申請書
2. 添付資料
 - (1). 位置図
 - (2). 配管図
 - (3). 現況(漏水)写真 (着手前)

漏水修繕申請書

青字が記入例

様式第1号

漏水修繕申請書

申請書を提出する日付 令和〇年 〇月 〇日

一関市長 佐藤 善仁 様

申請者（給水装置所有者）
住所 一関市〇〇字〇〇△番地◇
氏名 鈴木 一郎

給水装置所有者（又は代表者）の住所・氏名・押印

指定給水装置工事事業者
住所 一関市〇〇町〇〇番地
氏名 (有) 船田 漏水道

修繕依頼を受けた事業者の住所・氏名・押印

漏水を確認した日 令和〇年 〇月 〇日 止水栓からメーター器の間に漏水が見つかりました。
本来、給水管の管理は申請者が行うべきところですが、早急な修繕が望ましいことから、下記確約事項を遵守し市に修繕を申請いたします。

給水装置工事台帳上の所在地を記入

1. 給水装置場所 一関市 〇〇字〇〇△番地◇

2. 添付資料 位置図、配管図、現況（漏水）写真

3. 申請者と土地所有者が異なる場合

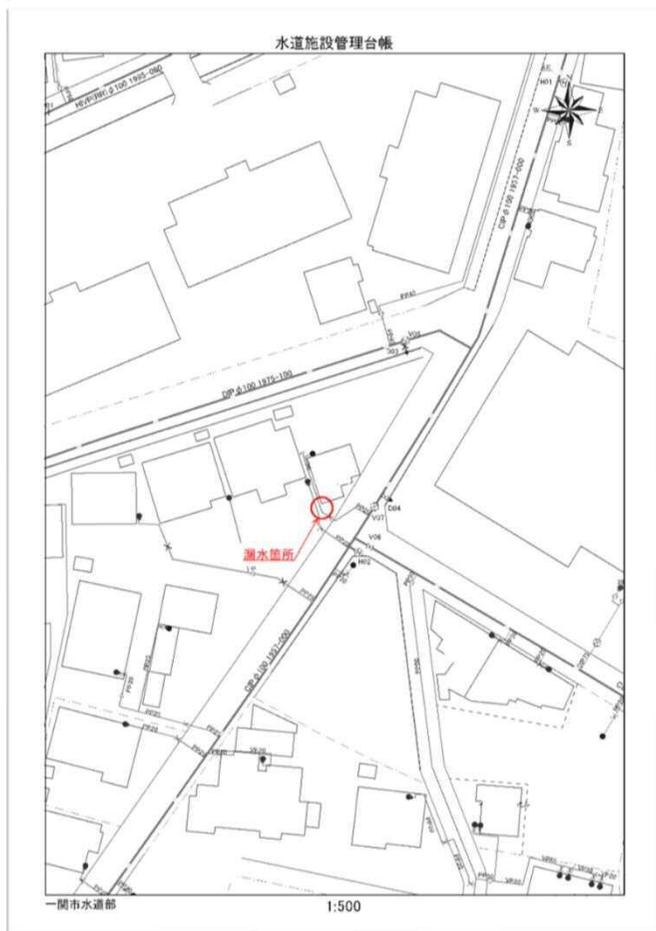
(同意書)
市職員及び市指定給水装置工事事業者の、工事にかかる私有地への立ち入りについて同意します。

申請者と土地所有者が異なる場合は、土地所有者の同意が必要ですので、記入してください。

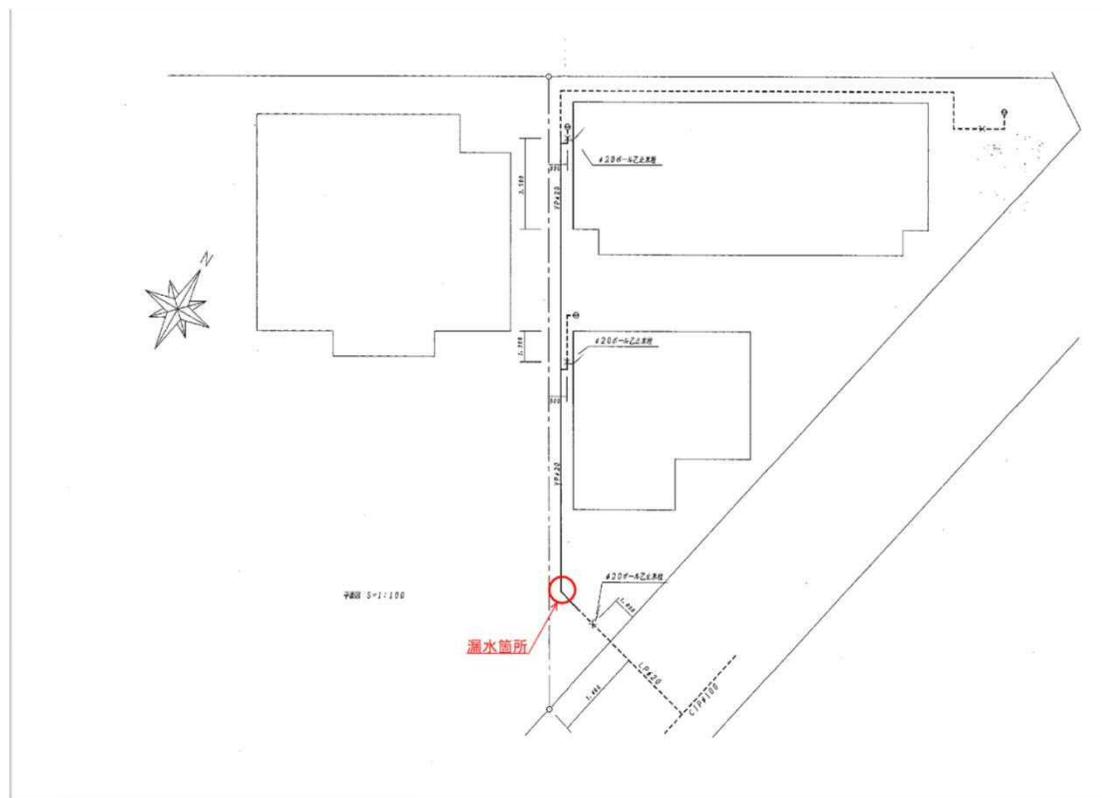
土地所有者
住所 一関市〇〇字〇〇△番地◇
氏名 東部 太郎 印

(確約事項)
・本漏水修繕に対し一切の異議申し立てはいたしません。
※共有管等で関係者が複数の場合、別紙(様式第1号の2)により同意を得るものとします。

添付資料(1) 位置図



添付資料(2) 配管図



添付資料(3) 現況写真

給水管漏水現況



給水管漏水現況



承認の基準及び条件

(承認基準)

- ・原因が自然漏水であること
- ・工事に支障となる物件等の移設が可能であること。
- ・申請者及び第三者の故意または過失でないこと
- ・その他市による修繕が妥当であると判断されるとき

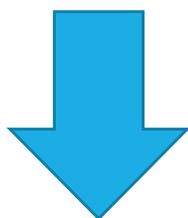
※給水管の老朽化により、布設替えが必要と判断された場合は承認されません。

(条件)

- ・申請者と土地所有者が異なる場合は、予め土地所有者からの承諾を得ること
- ・申請者は、修繕工事の一切を市に委任し、工事中及び工事後において異議の申し立てをしないことに同意すること
- ・市への申請手続きを経ず、着工したものを除く
- ・市による修繕は一会計年度のうち一回までとする

● 審査結果通知書

- 申請者に対して修繕実施の可否を文書で回答するものです



市から工事事業者へ
工事発注となります

様式第2号

通知書は市から発行します

審査結果通知書

令和〇年 〇月 〇日

給水 一郎様

一関市長 佐藤 善仁

令和〇年 〇月 〇日に申請のあった漏水修繕申請について、審査の結果を下記のとおり通知します。

記

市による修繕を

- ・ 実施します → 申請者負担あり
- 申請者負担なし
- ・ 実施できません

(理由: _____)

記

1. 給水装置箇所 一関市〇〇字〇〇△番地◇

2. 指定給水装置工事事業者名 (有) 脇田郷水道

・ 市での修繕の可否
・ 申請者負担の有無